

件名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	
主管課	税務課	
根拠法令等		
【改正の概要】		
<p>保健医療及び社会福祉の財源を確保するため、平成19年3月31日に終了する県民税法人税割の超過課税の適用期限を、平成23年3月31日まで（4年間）継続する。</p>		
1	税率 5.8%〔標準税率5%、上限6%（地方税法51条1項）〕	
2	適用期間 平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度分	
3	<p>中小法人等に対する不均一課税 資本金の額又は出資金の額が1億円以下のもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の額）が年1,000万円以下であるものに対しては、標準税率5%を適用。</p>	
施行日	公布日	
【その他参考事項】		
1	法人県民税法人税割の超過課税は、昭和50年度から4年間の期間ごとに実施	
	期 間	特例税率 目 的
	昭和50年度～昭和53年度	6.2% 生活安定福祉資金 小企業特別資金制度
	昭和54年度～昭和57年度	6.0% 生活安定福祉資金 小企業経営対策資金基金
	昭和58年度～昭和61年度	6.0% 生活安定福祉資金 小企業経営対策資金基金等
	昭和62年度～平成2年度	6.0% 社会福祉の充実 中小企業の育成等
	平成3年度～平成6年度	5.8% 保健医療の充実 社会福祉の充実
	平成7年度～平成10年度	5.8% 保健医療の充実 社会福祉の充実
	平成11年度～平成14年度	5.8% 保健医療の充実 社会福祉の充実
	平成15年度～平成18年度	5.8% 保健医療の充実 社会福祉の充実
	平成19年度～平成22年度	5.8% 保健医療の充実 社会福祉の充実
2	<p>延長理由 現行の超過課税による増収額は、保健医療及び社会福祉の充実の財源に充てているが、今後とも県財政に必要な財源を確保には超過課税の継続が不可欠であるため。</p>	
3	全国の状況（県民税法人税割）	
	超過税率	都道府県
	6.0%	東京都・大阪府
	5.8%	44道府県
	超過課税なし	静岡県